

定住自立圏の形成に関する 協 定 書

【鳥取・因幡定住自立圏】

平成22年3月29日

鳥取市・八頭町

定住自立圏の形成に関する協定書

鳥取市（以下「甲」という。）と八頭町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と当該中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して定住できる環境を整備し、都市機能の更なる充実を図るとともに、集約とネットワークにより、圏域全体の生活基盤の充実と一体的な発展を図るため、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野への取組において、それぞれの特色を活かし、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野及びその取組内容並びに役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 産業振興

(ア) 圏域の観光・物産振興

a 取組の内容

(a) 観光協会、経済団体、自治体等からなる圏域内の観光ネットワークを構築し、圏域の観光情報の集約及び一括した情報発信を行う。

(b) 各地域における観光施設及び観光客等の受入れ体制の整備を行う。

(c) 圏域の特産品等の情報発信や販路開拓・拡大に取り組む体制を研究し、整備する。

(d) 鳥取市関西事務所を活用し、圏域内の各種情報を発信する。

b 甲の役割

(a) 鳥取市観光協会への鳥取・因幡観光ネットワーク協議会の事務局の設置を支援する。

(b) 鳥取・因幡観光ネットワーク協議会に参画し、圏域の観光振興を推進する。

(c) 甲が策定する観光ビジョンにおいて、圏域観光を重点施策として位置付け、取組を推進する。

(d) 甲の地域における観光施設及び観光客等の受入れ体制の整備を行う。

(e) 圏域の特産品等の情報発信や販路開拓・拡大に取り組む体制を乙と協力して研究し、整備する。

(f) 鳥取市関西事務所を活用し、圏域内の各種情報を発信する。

c 乙の役割

(a) 鳥取・因幡観光ネットワーク協議会に参画し、圏域の観光振興を推進する。

(b) 乙の地域における観光施設及び観光客等の受入れ体制の整備を行う。

(c) 圏域の特産品等の情報発信や販路開拓・拡大に取り組む体制を甲と協力して研究し、整備する。

(i) 鳥獣害対策の推進

a 取組の内容

鳥獣害対策について、圏域における捕獲活動や農林水産物の被害防止活動、捕獲鳥獣の活用等を総合的に進める。

b 甲の役割

(a) 鳥獣害対策に関する連絡調整会議を設置する。

(b) 乙と鳥獣害対策に関する情報交換を行い、狩猟従事者、農林水産物の生産者等との調整を図りつつ、一体的な被害防止活動、捕獲鳥獣の活用等を行う。

c 乙の役割

甲と鳥獣害対策に関する情報交換を行い、狩猟従事者、農林水産物の生産者等との調整を図りつつ、一体的な被害防止活動、捕獲鳥獣の活用等を行う。

イ 環境

(7) 地球温暖化対策の実施

a 取組の内容

地球温暖化対策について検討する研究会を設置し、連携して地球温暖化対策を推進する。

b 甲の役割

(a) 地球温暖化対策について検討する研究会を設置する。

(b) 地球温暖化対策実行計画（区域施策）を策定する。

(c) 乙と連携し、地球温暖化対策の取組を推進する。

c 乙の役割

(a) 甲が設置する研究会に参加し、地球温暖化対策について検討する。

(b) 甲と連携し、地球温暖化対策の取組を推進する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(7) 利便性の高い地域公共交通の構築

a 取組の内容

圏域内における公共交通の共通課題の解決に向けて、連携して調査研究、実証運行等に取り組む。

b 甲の役割

圏域内の公共交通関係者との調整を図り、圏域の総合的な公共交通ネットワークの構築に取り組む。

c 乙の役割

甲とともに圏域内の総合的な公共交通ネットワークの構築について研究する。

(i) 若桜鉄道の存続及び活性化

a 取組の内容

若桜鉄道の施設の維持管理を行うとともに、魅力向上策について検討し、連携して若桜鉄道の利用者の増加を図る。

b 甲の役割

若桜鉄道利用促進実行委員会に対して支援を行い、同実行委員会が実施する利用促進事業に協力する。

c 乙の役割

(a) 乙の地域内にある若桜鉄道施設の維持管理を行う。

(b) 若桜鉄道利用促進実行委員会に対して支援を行い、同実行委員会が実施する利用促進事業に協力する。

イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(7) 圏域の特産品の育成支援及び物流・販売システムの構築

a 取組の内容

(a) 鳥取いなば農業協同組合等関係機関と連携し、圏域における特産品の育成支援策等について検討し、圏域における特産品の育成を図る。

(b) 圏域の農産物等の集出荷一貫システムの構築及び関西圏等での販売店舗の確保を図る。

b 甲の役割

(a) 鳥取いなば農業協同組合等関係機関と連携しながら農産物等の選定、育成及び特産化の推進を行う。

(b) 中心市街地への圏域の特産品の展示・販売スペースの確保等について検討するとともに、生産者と消費者が直結した直販システム等を検討し、構築する。

(c) 朝市・産直市における圏域の農産物等の相互出荷等を促進する。

(d) 鳥取いなば農業協同組合等関係機関と連携しながら、圏域の農産物等の集出荷一貫システムの構築及び関西圏等での販売店舗の確保を図る。

c 乙の役割

(a) 乙の地域内の農産物等に関する情報を把握し、甲と情報共有を行う。

(b) 関係機関と連携し、地域の農産物等の情報発信等を行う。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ア) 都市と農村との交流等による中山間地域振興対策の推進

a 取組の内容

(a) 各地域で行われている様々なグリーンツーリズムの連携に取り組む。

(b) 圏域内の中山間地域と都市住民との交流を促進するための支援を行う。

(c) 各地域において耕作放棄地等を活用した体験農園等を整備し、圏域内外の住民の利用を推進する。

b 甲の役割

(a) 鳥取県東部地区グリーンツーリズム推進協議会の活動に参加し、圏域におけるグリーンツーリズムの推進に関し、中心的な役割を担う。

(b) 鳥取市グリーンツーリズム連絡会と連携し、甲の地域内におけるグリーンツーリズムの振興を図る。

(c) 甲の地域内において体験農園等の整備を促進するとともに、圏域内に整備された体験農園等の情報発信を行う。

c 乙の役割

(a) 乙の地域内におけるグリーンツーリズムの振興を図るとともに、鳥取県東部地区グリーンツーリズム推進協議会の活動に参加する。

(b) 乙の地域内において体験農園等の整備を図るとともに、圏域内に整備された体験農園等の情報発信を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 宣言中心市等における人材の育成

(ア) 中山間地域振興に係る民間人材の育成

a 取組の内容

グリーンツーリズム関係者などを対象とした交流会、研修会等を実施し、中山間地域振興に携わる人材の育成を行う。

b 甲の役割

甲が実施するグリーンツーリズム関係者などを対象とした交流会、研修会等に関する情報を乙に提供し、乙の住民が参加する機会を設ける。

c 乙の役割

甲が実施するグリーンツーリズム関係者などを対象とした交流会、研修会等への乙の住民の参加を促進する。

(イ) 合同職員研修等の実施

a 取組の内容

職員の能力、資質、政策課題対応能力等を高めるため、合同職員研修等を実施し、圏域内自治体職員の人材育成を行う。

b 甲の役割

甲が実施する職員研修、講演会等に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設けるとともに、乙と連携して合同職員研修を実施する。

c 乙の役割

甲が実施する職員研修、講演会等への乙の職員の参加を推進するとともに、甲と連携して合同職員研修を実施する。

(事務執行に当たっての連携及び協力並びに費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連

携し、及び協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため必要な費用が生じるときは、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年3月29日

甲 鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長

竹内 功

乙 八頭郡八頭町郡家493番地

八頭町

八頭町長

平木 誠